

令和7年6月16日

保護者の皆様

那覇市立石田中学校
校長 宮良 安剛
(公印省略)

インフルエンザ流行に伴う対応について

向暑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、石田中学校では、本日からインフルエンザの罹患者が2年生を中心に20名発生、発熱による欠席者も増加傾向にあり、今後さらに流行することが懸念されます。

インフルエンザに罹患した場合には、学校保健安全法施行規則第19条の規定により、本人の療養と他の生徒への感染を防ぐために、下記の期間「出席停止措置」をとるよう定められています。

ご家庭におきましても、お子様にインフルエンザの疑いがある場合は登校を控え、医療機関の受診または検査をお願いします。感染拡大防止の為、保護者の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

記

1.インフルエンザの主な症状

- (1) 突然の発熱(37.5℃以上または平熱より1℃高いと注意)
- (2) 頭痛、喉の痛み、悪寒、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛、吐き気、等

2.インフルエンザ罹患時の対応

- (1) 学校へ診断結果の報告をお願いします。(例:インフルエンザA、●日発症、●日までお休みします)
- (2) 出席停止期間中、ご自宅でゆっくり静養して下さい。
- (3) 回復して登校する際には『インフルエンザ経過報告書』の提出が必要になります。
(※用紙は裏面をご活用下さい。石田中学校ホームページからも印刷することができます)

3.出席停止の期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(最短6日間)

※出席停止期間は部活動も同様です。感染拡大防止にご協力をお願いします。

本件に関する問い合わせ
養護教諭 金城 陽子
TEL 917-3404